

西都市教育大綱

(素案)

平成 28 年 3 月

西 都 市

目 次

I 総 論

1	基本理念	6
2	教育大綱策定の背景・趣旨	6
3	教育大綱の位置づけ	7
4	教育大綱の期間	8
5	教育大綱の基本目標	9
6	教育大綱の施策体系	14

II 各 論

〈基本目標 1〉「ふるさと西都を愛する心」と「生きる力」を育み、
快適な教育環境の整備を図ります。

【基本方針】（1）特色ある教育の推進	16
主要施策 ① 小中高一貫教育の推進	
② 小学校 1 年生からの英語教育の充実	
③ 地域の特性を活かした「さいと学」の充実	
④ 社会に貢献する人材を育むキャリア教育の推進	
⑤ 情報化の推進	
⑥ 地域の特色を活かしたへき地教育の充実	
【基本方針】（2）個に寄り添う児童・生徒支援	18
主要施策 ① いじめ不登校の解決に向けた相談体制の充実	
② 特別支援教育の充実	
【基本方針】（3）教職員の資質向上	19
主要施策 ① 教職員研修の充実	
【基本方針】（4）就学前教育の充実	19

主要施策 ① 幼稚園、保育所（園）及び小学校の連携強化による円滑な就学の推進

【基本方針】（５）学校給食の充実 ————— 20

主要施策 ① 安全・安心な給食の提供

② 食育の充実

【基本方針】（６）学校施設の充実 ————— 20

主要施策 ① 学校施設・設備の計画的な整備

【基本方針】（７）市内県立高等学校の活性化に向けた支援 ————— 21

主要施策 ① 魅力ある高等学校づくりの支援

〈基本目標 2〉 家庭・学校・地域が連携する教育の推進と情報化社会に対応した学習環境を充実します。

【基本方針】（１）生涯学習環境の整備充実 ————— 21

主要施策 ① 生涯学習推進体制の充実

② 生涯学習の拠点の整備と充実

【基本方針】（２）家庭教育の充実 ————— 22

主要施策 ① 家庭教育力の向上

【基本方針】（３）公民館活動の充実 ————— 22

主要施策 ① 社会教育活動及び生涯学習機会の提供の充実

【基本方針】（４）社会教育関係団体の育成強化 ————— 22

主要施策 ① 社会教育関係団体の育成、支援

【基本方針】（５）青少年活動と交流の活発化 ————— 23

主要施策 ① 異年齢間交流・異世代間交流の推進

② 青少年施設の充実と利用促進

③ 視野の広い心豊かでたくましい青少年の育成

【基本方針】（６）青少年健全育成体制の充実 ————— 23

主要施策 ① 青少年の非行防止活動・健全育成活動の推進

【基本方針】(7) 図書館の充実	24
主要施策 ① 生涯にわたる読書活動を支える環境整備	
② 特色ある図書館としての機能強化	

〈基本目標3〉魅力ある市民文化の創造と文化遺産の保護・継承・活用に努めます。

【基本方針】(1) 芸術文化の振興	24
主要施策 ① 芸術文化の鑑賞の機会拡大	
② 市民の主体的な文化活動の支援	
【基本方針】(2) 文化財の保存整備	25
主要施策 ① 西都原古墳群、都於郡城跡、日向国府跡等の保存整備	
【基本方針】(3) 文化財の活用	26
主要施策 ① 生涯学習等への有効活用を踏まえた文化財情報の提供	
② 郷土愛と文化財愛護思想の高揚	
【基本方針】(4) 歴史・伝統文化の保護と継承	26
主要施策 ① 文化財や伝統文化の保護と継承に向けた支援と育成指導	

〈基本目標4〉生涯スポーツの充実に向けた環境整備と社会体育施設の整備活用に努めます。

【基本方針】(1) 生涯スポーツの振興	27
主要施策 ① 新しいスポーツの導入、指導者育成等の支援	
② 競技スポーツ団体・組織の再編	
【基本方針】(2) 社会体育施設の整備と活用	28
主要施策 ① 活用促進と施設環境の整備	

〈基本目標 5〉 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供及び地域の子ども・子育て支援の充実等に努めます。

- 【基本方針】 (1) 地域における子育て支援 ————— 28
主要施策 ① 地域における子育て支援サービス及び保育サービスの充実
② 子育て支援のネットワーク整備
③ 子どもの健全育成
- 【基本方針】 (2) 子どもの健やかな成長のための母親・父親への支援 —— 29
主要施策 ① 食育の推進
② 思春期保健対策の充実
③ 生活困窮者自立支援相談窓口の設置
- 【基本方針】 (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 — 30
主要施策 ① 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境などの整備
② 家庭や地域の教育力の向上
③ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- 【基本方針】 (4) 子育てを支援する生活環境の整備 ————— 31
主要施策 ① 安全な道路交通環境の整備
- 【基本方針】 (5) 子どもの安全の確保 ————— 32
主要施策 ① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
主要施策 ② 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進
主要施策 ③ 被害に遭った子どもの保護の推進
- 【基本方針】 (6) 要保護児童及び障がい児童への対応などきめ細かな取組の推進 ————— 33
主要施策 ① 虐待防止ネットワークの設置
② ひとり親家庭などの自立支援の推進
③ 障がい児施策の充実

用語解説 (※印で表記) 35

Ⅰ 総論

1 基本理念

ふるさと「西都」の未来を創るひとづくり

西都市では、「豊かな自然」、「古代ロマンあふれる歴史文化」、「助けあいの心」などに培われたふるさとの資源を大切に守り続け、協働の精神の理念のもと「元気な日本のふるさと西都」をまちづくりの目標像として、「人」、「地域」、「環境」、「豊かさ」を視点とした基本戦略を第四次西都市総合計画において推進しています。

本市の未来を担う子どもたちがふるさとを思い愛する心を持ち、様々な生きる力を育むためには、家庭・地域・学校による連携した取り組みとともに、家庭教育や学校教育、幼児教育等の充実、社会教育の推進、文化の振興を柱とした教育施策を展開する必要があります。

このような視点から西都市教育大綱では、本市の教育基本方針である「たくましいからだ、豊かな心、すぐれた知性」を備え、郷土に対する誇りと国際感覚にあふれ、新たな時代を切り拓いていく気概をもち、心身ともに調和のとれた人間の育成を目指すとともに、本市の将来像を見据え、「未来に渡りふるさとを愛し支え、輝くまちづくりに向けたひとづくり」を教育大綱の目指す姿とします。

2 教育大綱策定の背景・趣旨

教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）に伴い、同法第 1 条の 3 第 1 項の規定により、国の教育振興基本計画を参酌した上で、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策にかかる目標や方針を定めるものであり、地域の実情に応じた策定が求められています。

地方では、今後、加速的に進行する人口減少抑制の対策として、地方創生に

向けた戦略の策定が進められており、本市においても直面する重要な課題として定住人口や交流人口確保にかかる施策を推進することとしています。

教育施策による地域づくりの観点からは、学校と地域が連携・協働した体制づくりや地域への誇り・愛着を育てる教育の推進、社会教育活動を通じた地域を担う人材の育成のほか、文化・芸術・スポーツ資源の活用による地域づくりを目指します。

このような趣旨を踏まえ、教育大綱は市民の教育行政に関する意向を反映させるため、同法第1条の4第1項により、市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」で協議・調整し策定します。

3 教育大綱の位置づけ

教育大綱は、総合的かつ計画的なまちづくりの指針を示す「第四次西都市総合計画」の基本構想における基本施策を踏まえ、教育分野における重点的な施策の方向性を示すとともに、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市における教育振興のための施策に関する基本的計画として位置づけるものです。

また、人口減少克服と地方創生に向けた地域づくりの取り組みの地方版総合戦略となる「さいと未来創生総合戦略」及び本市教育委員会が策定する「西都市教育基本方針及び教育施策」、ならびに「西都市子ども・子育て支援事業計画」と連動します。

4 教育大綱の期間

教育大綱の計画期間は、「第四次西都市総合計画」の後期基本計画、「さいと未来創生総合戦略」との整合性の観点から 2016 年度（平成 28 年度）から 2020 年度（平成 32 年度）までの 5 年間とします。

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
国	教育振興基本計画(平成20年度～)										
	第1期計画			第2期計画							
県	第2期宮崎県教育振興基本計画										
						宮崎県教育大綱					
西都市	第四次西都市総合計画										
	前期基本計画					後期基本計画					
						さいと未来創生総合戦略					
						西都市子ども・子育て支援事業計画					
	西都市教育基本方針及び教育施策(毎年度策定)										
						西都市教育大綱					

5 教育大綱の基本目標

基本理念に基づき、次の5つを基本目標として実現化に努めます。

〈基本目標 1〉

「ふるさと西都を愛する心」と「生きる力」を育み、快適な教育環境の整備を図ります。

【背景】

少子化等による核家族化や地域におけるコミュニティの希薄化など子どもたちを取り巻く環境が変化している一方で、国際化や高度情報化への対応力を身につけることが求められています。一人ひとりが地域人としての自覚を持ち、郷土に対する誇りと国際感覚にあふれた資質を身につけ、確かな学力と豊かな心、健やかな体など「生きる力」を育んでいくことが必要です。

学習施設については、安全で快適な学習環境を構築する上で、学習施設の環境整備は重要であり、老朽化などへの対策を進める必要があります。

また、将来の児童・生徒数の減少を踏まえた、小中学校の適正規模・適正配置等についても検討課題です。

本市に存立する2校の県立高等学校については、校区撤廃や進学ニーズの多様化などにより本市の中学生が市外高校へ進学する状況が見られ、あわせて人口減少や少子化の影響から統合による学校再編が示されています。このことから、魅力ある学科・コース等の設置や入学者確保に向けて、地域全体で検討し支援する必要があります。

【基本目標の考え方】

「生きる力」を育むための心の教育やふるさと学習など特色ある教育を推進するとともに、地域の歴史や文化、産業などの特性を活かした教育内容の充実にも努めます。学校施設に関しては、少子化や地域の動向を踏まえた上で、適切な施設整備に努めます。

市内県立高等学校の在り方については、西都市県立高等学校活性化研究協議

会を中心として、将来のあるべき姿を地域全体の課題として捉え研究・検討します。

【基本方針】

- (1) 特色ある教育の推進
- (2) 個に寄り添う児童生徒支援
- (3) 教職員の資質向上
- (4) 就学前教育の充実
- (5) 学校給食の充実
- (6) 学校施設の充実
- (7) 市内県立高等学校の活性化

〈基本目標 2〉

家庭・学校・地域が連携する教育の推進と情報化社会に対応した学習環境を充実します。

【背景】

「生きる力」を育むことや青少年の健全育成のためには、家庭と学校、地域の連携により地域で子どもを育てる体制づくりが求められます。また、地域の人々が集い学べる機会の拡大や公民館等を拠点とした地域教育力の充実のほか、市民の様々な学習ニーズや情報化社会に対応する取り組みが必要です。

【基本目標の考え方】

多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応するための生涯学習環境の整備充実とすべての教育の出発点である家庭の教育力の向上、公民館活動の推進による地域教育力の向上などに努め、家庭・学校・地域間における連携体制の整備により、市民が生きがいを持ち豊かで充実した人生を送ることができる社会を目指します。

【基本方針】

- (1) 生涯学習環境の整備充実
- (2) 家庭教育の充実
- (3) 公民館活動の充実
- (4) 社会教育関係団体の育成強化
- (5) 青少年活動と交流の活発化
- (6) 青少年健全育成体制の充実
- (7) 図書館の充実

〈基本目標 3〉

魅力ある市民文化の創造と文化遺産の保護・継承・活用に努めます。

【背景】

都会と比較し、優れた芸術文化等の鑑賞機会が少ない本市の状況を充実する必要があり、市民の芸術文化活動に対する関心度の向上及び創造に向けた環境の構築が求められます。歴史・伝統文化については、歴史教育や観光面での活用も含めた調査・整備の必要性や過疎化等による民俗芸能活動の後継者不足が問題となっています。

【基本目標の考え方】

様々な芸術や文化を鑑賞し創作する機会を提供し、本市の芸術文化を担う人材等の育成と活動促進に努め、魅力ある市民文化が創造される社会を目指します。文化遺産については、保存整備を進めるとともに、学校教育・社会教育などの学習の場や地域の活性化、観光資源としての活用を図り、伝統文化の保存継承では後継者育成等を支援します。

【基本方針】

- (1) 芸術文化の振興

- (2) 文化財の保存整備
- (3) 文化財の活用
- (4) 歴史・伝統文化の保護と継承

〈基本目標 4〉生涯スポーツの充実に向けた環境整備と社会体育施設の整備活用に努めます。

【背景】

近年、各種スポーツの普及振興が図られ、市民の生涯スポーツに対する関心度が高まる中で、参加者の固定化傾向も見られることから、今後はさらに的確なニーズの把握によるスポーツ振興を図る必要があります。

また、競技スポーツは少子化等による競技人口等の減少が進み、スポーツ組織・団体の再編が検討課題となっています。

【基本目標の考え方】

誰もが、いつでも気軽にスポーツに親しむことができる環境の整備充実に向け、関係機関と連携を図りながら新しいスポーツの導入や指導者の育成等に努めるほか、多くの市民等が気軽に参加できるスポーツイベントの開催に努めます。

また、競技スポーツにおいては関係団体への支援を行い、組織の再編を検討し、社会体育施設については既存施設の拡充や地域の体育・学校施設との総合的な活用方法など利用促進に向けて環境整備に努めます。

【基本方針】

- (1) 生涯スポーツの振興
- (2) 社会体育施設の整備と活用

〈基本目標 5〉

質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供及び地域の子ども・子育て支援の充実等に努めます。

※西都市子ども・子育て支援事業計画

【背景】

出生率の低迷等による少子化の進展や女性労働人口増加をはじめとする社会・経済情勢を背景に乳幼児の保育や教育など、子どもを取り巻く環境は著しく変化し保育等のニーズが多様化しています。その中で、家庭における負担や不安、孤立感を緩和し社会全体で子ども・子育てを支援するために、地域の特性を活かした幼児期の教育と保育の充実に必要な取り組みがあります。

【基本目標の考え方】

幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の普及促進や財政措置の充実、放課後児童クラブをはじめとした子育てに対する多様な支援の充実を図り、就学前の支援については、就学相談や適正な就学指導に努めるなど、全ての子どもの良質な生育環境を構築し、子ども子育て家庭を社会全体で支援します。

【基本方針】

- (1) 地域における子育て支援
- (2) 子どもの健やかな成長のための母親・父親への支援
- (3) 子どもの心身の健やかに資する教育環境の整備
- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
- (5) 子どもなどの安全の確保
- (6) 要保護児童及び障がい児童への対応などきめ細かな取組の推進

6 教育大綱の施策体系

基本理念	基本目標	基本方針	主要施策	
ふるさと「西都」の未来を創るひとづくり	1 「ふるさと西都を愛する心」と「生きる力」を育み、快適な教育環境の整備を図ります	1. 特色ある教育の推進	小中高一貫教育の推進	
			小1からの英語教育の充実	
			地域の特性を活かした「さいと学」の充実	
			社会に貢献する人材を育むキャリア教育の推進	
			情報化の推進	
			地域の特性を活かしたへき地教育の充実	
			いじめ・不登校の解決に向けた相談体制の充実	
			特別支援教育の充実	
			教職員の資質向上	教職員研修の充実
			4. 就学前教育の充実	幼稚園、保育所(園)及び小学校の連携強化による円滑な就学の推進
	2 家庭・学校・地域が連携する教育の推進と情報化社会に対応した学習環境を充実します	2. 個に寄り添う児童生徒支援	5. 学校給食の充実	安全・安心な給食の提供 食育の充実
			6. 学校施設の充実	学校施設・設備の計画的な整備
			7. 市内県立高等学校の活性化に向けた支援	魅力ある高等学校づくりの支援
			1. 生涯学習の整備充実	生涯学習推進体制の充実
				生涯学習の拠点の整備と充実
			2. 家庭教育の充実	家庭教育力の向上
			3. 公民館活動の充実	社会教育活動及び生涯学習機会の提供の充実
	4. 社会教育関係団体の育成強化	社会教育関係団体の育成、支援		
	5. 青少年活動と交流の活発化	異年齢間交流・異世代間交流の推進		
		青少年施設の充実と利用促進		
6. 青少年健全育成体制の充実	青少年の非行防止活動・健全育成活動の推進			
7. 図書館の充実	生涯にわたる読書活動を支える環境整備			
	特色ある図書館としての機能強化			

基本理念	基本目標	基本方針	主要施策
ふるさと「西都」の未来を創るひとづくり	と3 文化魅力 遺産ある 市の保護・ 継承・創造 に努めます	1. 芸術文化の振興	芸術文化の鑑賞の機会拡大 市民の主体的な文化活動の支援
		2. 文化財の保存整備	西都原古墳群、都於郡城跡、日向国府跡等の保存整備
		3. 文化財の活用	生涯学習等への有効活用を踏まえた文化財情報の提供 郷土愛と文化財愛護思想の高揚
		4. 歴史・伝統文化の保護と継承	歴史伝統文化の保護と継承に向けた支援と育成指導
	けた4 の環境整備 活用と社会 体育施設 の充実に向 て努めます	1. 生涯スポーツの振興	新しいスポーツの導入、指導者育成等の支援 競技スポーツ団体・組織の再編
		2. 社会体育施設の整備と活用	活用促進と施設環境の整備
	5 質の高い 幼児期の 教育・保育 の充実等に 努めます	1. 地域における子育て支援	地域における子育て支援サービス及び保育サービスの充実
			子育て支援のネットワーク整備
			子どもの健全育成
		2. 子どもの健やかな成長のための母親・父親への支援	食育の推進
			思春期保健対策の充実
			生活困窮者自立支援相談窓口の設置
		3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境などの整備
			家庭や地域の教育力の向上
			子どもを取り巻く有害環境対策の推進
		4. 子育てを支援する生活環境の整備	安全な道路交通環境の整備
		5. 子どもの安全の確保	子どもの交通安全を確保するための活動の推進
			子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進
	被害に遭った子どもの保護の推進		
	6. 要保護児童及び障がい児童への対応などきめ細かな取組の推進	虐待防止ネットワークの設置	
		ひとり親家庭などの自立支援の推進	
		障がい児施策の充実	

II 各 論

〈基本目標 1〉

「ふるさと西都を愛する心」と「生きる力」を育み、快適な教育環境の整備を図ります。

【基本方針】（1）特色ある教育の推進

「生きる力」を育むために、心の教育の充実を図るとともに、英語活動・英会話科・英語表現科やふるさと学習「さいと学」の時間など、教育課程特例校として各学校が特色ある教育課程を編成することにより、連携型小中高一貫教育※を評価・検証も実施しながら推進します。

今後の学校の在り方については、各方面からの意見を参考にしながら、より良い学校の在り方について研究し、推進していきます。

また、豊かな心を育むため、道徳教育の充実や体験活動の推進を図るとともに、あたりまえのこと三か条である「あいさつ」「返事」「整理整頓」の指導を通して、学習規律の定着を目指します。さらに、国際化や情報化社会に対応できる人間を育成するために国際理解教育及び情報教育の充実を図ります。

児童・生徒の健康・体力づくりについては、食育※の充実はもとより、体育学習や運動部活動、野外活動など学校の教育活動全体を通じて、心身ともに健康でたくましい体の育成を推進します。

特別支援教育※についてはその啓発促進を図るとともに、障がいのある児童・生徒一人ひとりの自立支援のため、それぞれの個に応じた教育課程の編成・実施及び教育環境の充実に努めます。

へき地教育については、少人数学級の特性や地域の特色を活かした教育の計画・実践に基づく教育指導の充実を目指し、指導方法の工夫改善に努めるとともに、山村留学制度※の継続を図ることでへき地教育における交流を促進します。

主要施策① 小中高一貫教育の推進

小中高一貫教育推進協議会においては、一貫教育の取組の成果と課題を整理しながら、連携型小中高一貫教育の一層の充実を図ります。

確かな学力の向上については、あたりまえのこと三か条や基本的な生活習慣の確立などの学習の基盤となる取組を大切にします。また、授業改善につながる学校訪問や研修等の実施、学力テスト等の結果の活用などの取組の一層の充実を図ります。

主要施策② 小学校1年生からの英語教育の充実

国際感覚にあふれ、新たな時代を切り拓いていく気概をもった子どもの育成を目指し、小・中学校9年間を見通した系統性と連続性のある英語教育の充実を図ります。市雇用のALT※4名を市内全小・中学校に派遣し、英語でコミュニケーションを図る喜びや、英語を学ぶ楽しさを味わわせるとともに、国際理解教育の充実を図ります。

主要施策③ 地域の特性を活かした「さいと学」の充実

児童・生徒が、西都市のひと・もの・ことなど、西都市の教育資源を有効に活用しながら学習し、西都市の特色や課題を理解するとともに、西都市とのかかわりの中で、自分を見つめ直し、西都市の未来や自分についての生き方について考えることを通して、生涯にわたってふるさとを愛する心と態度を育てることをねらいとしたふるさと学習「さいと学」を充実させます。

主要施策④ 社会に貢献する人材を育むキャリア教育の推進

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の視点を踏まえた「さいと学」の充実、教科指導や体験活動を推進して、ふるさと西都を愛する児童生徒の育成を目指します。

主要施策⑤ 情報化の推進

一人ひとりの確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた「生きる力」を確実に育成するため、必要な情報を主体的に収集・判断・表現し、発信・伝達できる能力等「情報活用能力」の育成に取り組みます。

また、情報通信技術を活用して一斉指導による学びに加え、子ども一人ひとりの能力や特性に応じた学び、子どもたち同士が学び合う協働的な学び、双方向で分かりやすい授業の実現、校務の情報化による教職員の負担軽減を図ります。

主要施策⑥ 地域の特色を活かしたへき地教育の充実

地域の特色を活かし、子どもたちが課題解決に向けて主体的・協働的に学ぶことができるように、多様な学習形態や指導方法を取り入れた学習指導の充実に取り組みます。

また、山村留学制度を支援するとともに、地域と協力しながら地域教育の維持・振興及び地域活動の充実に取り組みます。

【基本方針】（２）個に寄り添う児童生徒支援

学校及び家庭、地域、関係機関等との連携を図り、計画的な生徒指導を推進します。また、児童・生徒理解や学級経営の充実に努めるとともに、教育支援センターと連携を深めることで、いじめ不登校の解決に向けた相談指導体制の確立を図ります。

児童・生徒の就学や進路については、一人ひとりの適性と個性に応じた指導が受けられるよう、教育相談事業の充実に努めます。

主要施策① いじめ不登校の解決に向けた相談体制の充実

不登校や問題行動、いじめの問題の未然防止や早期発見、早期対応に向け、家庭や関係機関と連携した教育相談体制や生徒指導体制の充実・強化等を図り、児童・生徒に対する支援体制の充実改善に取り組みます。

主要施策② 特別支援教育の充実

特別支援教育については、障がいのある児童・生徒一人ひとりの自立支援のため、それぞれの教育的ニーズに応じたきめ細かな支援や教育課程の編成・実施及び合理的配慮に努めます。また、専門家はもちろん保護者等関係者の意見を踏まえて、一人ひとりの児童・生徒の教育的ニーズを正確に把握するとともに、教育的支援を行う関係者、関係機関等の役割分担を明らかにして適切な教育を計画的に行います。さらに、教職員を対象とした特別支援教育の研修を通して、障がいのある児童・生徒に対する理解を深めるとともに、指導力の向上を図ります。

【基本方針】（３）教職員の資質向上

指導力をはじめとする教職員としての資質及び能力の向上を図るため、各種の教職員研修の内容及び教育研究センターや教科等研究会における研究内容の充実に努めます。

主要施策① 教職員研修の充実

教員の資質の向上を図るため、研修の体系化を図り、初任者研修や10年経験者研修など経験年数に応じて教員のレベルアップを図る研修、教員の専門性を高め、研修の成果を学校で広げる研修、教員一人ひとりのスキルアップを図る研修などの充実に努めます。

【基本方針】（４）就学前教育の充実

関係課との連携によるきめ細かな就学指導の充実に努めるとともに、幼稚園、保育所（園）及び小学校の連携強化により円滑な就学の推進に努めます。また、幼稚園への就園を支援するため、保護者の経済的な負担軽減を目的とする「幼稚園就園奨励事業」の事業継続に努めます。

主要施策① 幼稚園、保育所（園）及び小学校の連携強化による円滑な就学の推進

幼保小連携協議会において西都市の重点指導事項の共通理解を図ることで、幼稚園、保育所（園）と小学校の連携強化に努めます。また、教育支援専門委員による幼稚園、保育所（園）訪問や各関係機関との情報交換を通して、円滑な就学ができるように努めます。

【基本方針】（５）学校給食の充実

学校給食センターは、国の「学校給食衛生管理基準」に基づく施設環境の改善を図るとともに、食中毒の防止に万全を期すため衛生管理を徹底し、安全・安心な給食の提供に努めます。また、学校における食育の充実に努めます。

主要施策① 安全・安心な給食の提供

「学校給食衛生管理基準」を遵守し、施設設備の改善と衛生設備の充実に努め、食品の品質管理や給食従事者の健康管理など衛生管理の強化に努め、児童・生徒の心身の健全なる発達に資するよう、バランスのとれた栄養豊かな給食の提供に努めます。

主要施策② 食育の充実

各学校において、学校栄養教諭による食に関する教育を実施し、食に関する知識を学ぶ場として学校給食センターを活用するよう学校等の関係機関との連携を図ります。また、給食を生きた教材として活用できるよう地元食材を利用した給食の提供に努めます。

【基本方針】（６）学校施設の充実

学校施設については、少子化や地域の動向、特性を踏まえ、学校再編にも対応した改修に努めるほか、授業改善の充実に努めるため、ICT機器等のさらなる環境整備に努めます。

主要施策① 学校施設・設備の計画的な整備

学校施設の耐震性は確保されているものの、老朽化が進んでおり、子どもたちの学習及び生活の場として良好な環境を確保するとともに、障がいのある児童にも配慮しつつ、防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を確保できるよう取り組みます。

また、教育の情報化の推進を図るため、ICT機器等の整備に努め、教育の情報化を推進します。

【基本方針】（7）市内県立高等学校の活性化に向けた支援

平成30年に統合が予定されている県立妻高等学校と県立西都商業高等学校については、新高校へ移行するまでの期間はもとより、魅力ある高校として市内外から入学する環境づくりへの支援を行い、地域の活性化に資する取り組みを推進します。

また、市内の専門学校等と高専連携を進め、専門的な技術や情報等の取得による人材育成とあわせ市内事業所等への就業を促進します。

主要施策① 魅力ある高等学校づくりの支援

学力の向上や技能取得に向けた支援をはじめ、スクールバス運営や学生寮の入寮者に対する負担軽減を図るとともに、関係機関等と連携しながら魅力ある高校としての啓発や活動に取り組むとともに、誘致企業をはじめ市内事業所での職場体験やインターンシップなどを促進します。

〈基本目標 2〉

家庭・学校・地域が連携する教育の推進と情報化社会に対応した学習環境を充実します。

【基本方針】（1）生涯学習環境の整備充実

多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応した生涯学習を総合的に推進す

るため、生涯学習推進体制の充実に努めます。

また、生涯学習の拠点となる市公民館及び各地区館の整備・充実に努めます。

主要施策① 生涯学習推進体制の充実

関係機関・団体等との一層の連携・協力を図りながら、学習施策の企画立案や各学習活動におけるリーダーや講師の確保・育成、情報提供体制の充実に努めます。また、年間をとおして実施する子ども向け講座の定着と、夏休みチャレンジ教室のさらなる充実に努めます。

主要施策② 生涯学習の拠点の整備と充実

地域の人々が気軽に集い学ぶことのできる環境の整備に努めます。

【基本方針】(2) 家庭教育の充実

家庭はすべての教育の出発点であることから、保護者自ら学習する機会を提供する家庭教育学級の開設により、家庭教育力の向上を図ります。

主要施策① 家庭教育力の向上

家庭教育学級の推進に努め、地域教育力の向上を図ります。

【基本方針】(3) 公民館活動の充実

市公民館及び各地区館を中心として、社会教育活動の充実や生涯学習機会の提供の充実に努めます。

主要施策① 社会教育活動及び生涯学習機会の提供の充実

身近な施設での学習や情報化に対応した生涯学習講座の創出に努めます。

【基本方針】(4) 社会教育関係団体の育成強化

市民の自主的な活動を促進するため、社会教育関係団体の育成、支援等に努

めます。

主要施策① 社会教育関係団体の育成、支援

生涯学習をより一層推進するため、各団体相互の連携を図ります。

【基本方針】(5) 青少年活動と交流の活発化

青少年による野外活動や自然体験、社会参加活動などを通じて異年齢間交流や異世代間交流を推進するとともに、青少年研修施設の充実と利用促進に努めます。

主要施策① 異年齢間交流・異世代間交流の推進

子どもたちの交流を図るため、関係団体の連携・強化、支援に努めます。

また、リーダー宿泊研修、子ども会指定公開など、異年齢・異世代間交流の事業を推進します。

主要施策② 青少年施設の充実と利用促進

青少年研修施設の利用者ニーズに対応した施設の充実に努めます。また、青少年研修施設の利用促進に向けて、県内小中学校など関係団体への施設の情報発信に努めます。

【基本方針】(6) 青少年健全育成体制の充実

家庭、学校、地域の連携強化を深め、青少年健全育成体制の充実に図りながら青少年の非行防止活動や健全育成活動を推進します。

主要施策① 青少年の非行防止活動・健全育成活動の推進

青少年の非行を未然に防止するため、青少年育成センター指導委員を中心に年間を通じて街頭指導を実施します。

また、青少年健全育成推進のため、家庭、地域、関係機関による連絡会議等を開催し、情報交換や連携強化に努めます。

【基本方針】(7) 図書館の充実

市民の自発的な学習活動等の活発化を図るため、蔵書の充実、図書の紹介といった情報提供やレファレンス機能※の強化など運営の充実に努め、学校図書室や他の図書館との連携等も行い、市民の生涯にわたる読書活動を支える環境を整備し、利用しやすい図書館を目指します。

また、西都原古墳群や伊東満所（マンショ）など郷土資料の収集に努め、特色ある図書館としての機能強化を図ります。さらに、図書館が主催する企画等へ参加するボランティアの育成のため、講演会の開催に努めます。

主要施策① 生涯にわたる読書活動を支える環境整備

市民ニーズや情報化社会等に対応し、県と連携しながら、地域の課題解決に向けた図書館の整備充実に努めます。

主要施策② 特色ある図書館としての機能強化

読み聞かせやイベントを数多く企画し、読書人口の拡大や、ボランティア育成を積極的に図ります。

〈基本目標 3〉

魅力ある市民文化の創造と文化遺産の保護・継承・活用に努めます。

【基本方針】(1) 芸術文化の振興

市民会館での自主文化事業を市の内外に周知することにより施設の活用を促進するとともに、市民が芸術文化を身近に感じられるよう鑑賞の機会拡大に努めます。また、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、指定管理者制度の充実推進に努めます。

さらに、西都市文化連盟などの文化関係団体を支援するとともに、これらの団体と連携しながら市民が芸術文化活動に参加しやすい環境整備などを行い、

活動の充実を図るほか、市民自らが幅広く文化事業を企画運営できるよう、人材の養成やノウハウの蓄積に努めます。

主要施策① 芸術文化の鑑賞の機会拡大

民間の能力を活用した指定管理者制度により、多様化する市民ニーズに対応した芸術文化を鑑賞する機会を創出します。

主要施策② 市民の主体的な文化活動の支援

西都市文化連盟などの文化関係団体を支援するとともに、総合文化祭や合唱祭など既存事業の継承と充実、新たな事業創出など、文化関係団体との連携を図り、市民の主体的な文化活動を支援します。

【基本方針】(2) 文化財の保存整備

西都原古墳群、都於郡城跡、日向国府跡、日向国分寺跡等、市内各所に点在する史跡の保存整備に努めます。

主要施策① 西都原古墳群、都於郡城跡、日向国府等の保存整備

西都原古墳群については、県立西都原考古博物館を中心に古墳の保存と整備を目的とした事業が進められることから、積極的な協力体制を図りながら保存整備に努めます。

都於郡城跡については、本格的な法面保護のための工事等保存整備に努め、また、都於郡城跡ガイダンスセンターについては、建設検討委員会の資料収集・調査研究を基に、建設に向けた計画を進めます。

日向国府跡については、国指定地の公有化を図りながら発掘調査を実施し、保存整備に努めます。日向国分寺跡についても、国指定地の公有化を進めながら保存整備に努めます。

【基本方針】(3) 文化財の活用

西都原古墳群を中心として、市内各所に点在する文化財への認識と関心が深まるよう情報の提供を行い、西都市歴史民俗資料館では展示内容の充実等保存活用に努めます。また、郷土愛と文化財愛護思想の高揚に努めます。

主要施策① 生涯学習等への有効活用を踏まえた文化財情報の提供

文化財の保護を基本に、学校教育、社会教育をはじめとする生涯学習の場や地域づくりに有効に活用できるよう、文化財情報の提供等に努めます。

また、西都市歴史民俗資料館については、市民に親しまれる文化施設を目指し、県立西都原考古博物館との連携に基づく独自の展示内容の充実を図ります。

主要施策② 郷土愛と文化財愛護思想の高揚

郷土愛と文化財愛護思想の高揚を図るため、文化財愛護少年団等の支援育成に努めます。

【基本方針】(4) 歴史・伝統文化の保護と継承

伝統文化の保護と継承を図るため情報発信を行い、支援や育成指導に努めます。

また、西都市に生誕し、天正遣欧少年使節の正使として、ローマ法王に謁見するという偉業を成し遂げた伊東マンショの顕彰に努めます。さらに、郷土の歴史を記録した「西都市史」の活用と、市史編さん資料の保存整備に努めます。

主要施策① 伝統文化の保護と継承に向けた支援と育成指導

地域に根付いた伝統文化である民俗芸能の各団体との連携を密にしながら、情報発信を行い、支援や育成指導に努めます。特に、「銀鏡神楽」については、ユネスコ無形文化遺産の登録を目指し、その啓発活動を行い、情報発信に努めます。

主要施策② 歴史文化を学び後世に伝えるための顕彰と支援

伊東満所（マンショ）の功績を称え、後世に伝えることを目的に県内外のゆかりの地への研修やイベント等を実施し、顕彰に努めます。

また、魅力ある郷土の歴史文化を記録し、後世に伝える「西都市史」の活用と、市史編さんの過程で収集した資料を保存整備し、郷土への理解をより深め、歴史や文化を後世に伝えるための活動を支援します。

〈基本目標 4〉生涯スポーツの充実に向けた環境整備と社会体育施設の整備活用に努めます。

【基本方針】(1) 生涯スポーツの振興

スポーツ振興事業においては、高齢者の生きがいつくりなど生涯スポーツの振興並びに市民の健康づくりにスポーツ推進審議会の意見を伺うとともに、市民のニーズに応じたニュースポーツの導入、団体の育成、指導者の育成、障がい者のスポーツ参加への支援を行います。

また、子どもから高齢者まで様々なスポーツを愛する人々が個々のレベルに合わせて参加できる総合型地域スポーツクラブの充実のため支援を行います。アスリート性の高い競技種目においては、各種競技の普及推進及び体力、競技力の向上に努め、体育協会及び各種競技団体と連携を図るとともにスポーツ少年団等の指導者育成にも努めます。

さらに、さわやか市民スポーツ大会や西都原このはなマラソン大会は内容を検討し充実を図り、参加しやすい環境整備に努め参加者の増加を図ります。

主要施策① 新しいスポーツの導入、指導者育成等支援

各地区体育振興会、スポーツ推進委員協議会等の関係機関と連携を図りながらアジャタやカローリング等のニュースポーツの推進を行います。

また、魅力的で楽しく健全なスポーツ少年団活動の支援並びに各単位団、複数の認定委員資格取得をめざした指導者育成にも努めます。

主要施策② 競技スポーツ団体・組織の再編

競技スポーツ団体については、将来を担うスポーツ少年団の育成、支援を図り、底辺拡大に努めるとともに体育協会を中心に競技人口の増加、組織拡大に努めます。

【基本方針】(2) 社会体育施設の整備と活用

社会体育施設については、西都原運動公園や清水台総合公園等の既存施設における拡充、バリアフリー化などの改修、管理体制の確立、計画的な活用を図るほか、地区体育施設と学校体育施設の総合的な活用により、利用しやすい体育施設の環境整備に努めます。

主要施策① 活用促進と施設環境の整備

安全性、利便性、機能性など市民が利用しやすい施設の改修、改善、整備に努めるとともにスポーツキャンプの継続誘致を図りスポーツランドの推進に努めます。

また、地区体育振興会とも協議を行い、地区体育施設と学校体育施設の総合的な活用を図ります。

〈基本目標 5〉 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供及び地域の子ども・子育て支援の充実等に努めます。

【基本方針】(1) 地域における子育て支援

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

また、子育て家庭が必要とする情報を提供し、地域における子育てネットワークを形成していくことなど、地域資源などの活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組みます。

主要施策① 地域における子育て支援サービス及び保育サービスの充実

利用者の雇用形態の多様化に伴う様々な需要に応えるために、通常及び延長保育をはじめ、放課後児童健全育成事業や一時預かり事業などの施策内容を維持・充実させるとともに、子ども・子育て支援事業計画における認定こども園の計画的な整備など、多様なサービスの拡充を進めます。

主要施策② 子育て支援のネットワーク整備

子育て支援に対する情報をきめ細かく提供するため、特定教育・保育施設、学校など関係施設と連携を密にし、地域が一体となった子育て支援ネットワークづくりや子育て支援マップ等による情報提供を推進します。

主要施策③ 子どもの健全育成

家庭とともに子どもの健全育成にとって重要な生活空間である地域において、子どもの余暇の活用、健康の増進、情緒の安定、非行防止などを図るために、児童館活動や青少年施設活動を充実するなど、適切な施設を利用し、有能な指導者、効果的な組織活動などの環境を整備します。

【基本方針】(2) 子どもの健やかな成長のための母親・父親への支援

母親が安心して子どもを産み、父親も子育てに積極的に参加し、すべての子どもが健やかに成長していくための子育てしやすい地域環境づくりを目指します。また、安全で安心して妊娠や出産ができ、育児不安をすこしでも軽減できるように、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化するとともに、子どもを安心して生み育てられる環境づくりのため、妊娠、出産から新生児期に適切な支援を提供することができる体制の充実を図ります。

さらに、貧困の状況の子どもが生まれ育った環境によって将来を左右されることのない社会の実現に向けて、生活困窮世帯の保護者に対する生活支援や就労支援を行います。

主要施策① 食育の推進

保育分野や教育分野をはじめとする様々な分野が連携し、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供など、特定教育・保育施設、学校、地域などでの普及啓発を図り、関係機関の連携により効果的な食育推進運動を進めます。

主要施策② 思春期保健対策の充実

学校・家庭・地域の連携協力により、性に関する正しい知識の普及、喫煙や飲酒に関する教育の充実を図ります。

主要施策③ 生活困窮者自立支援相談窓口の設置

生活困窮者の生活支援や就労支援を行う相談窓口を設置し、貧困の状況にある世帯の生活の安定に向けた包括的な支援を行います。

【基本方針】(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

また、学校・家庭・地域など地域資源のネットワークにより、子どもを生き育てる喜びを実感できる仕組みづくりを模索し展開していくとともに、子どもの無限の可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

主要施策① 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境などの整備

学校教育において、今後の社会の方向を見通し男女の平等に関する学習を推進し、家族・社会の一員また将来の親としての必要な基礎・基本を習得できるように、子育ての意義や在り方、家庭を持つことの重要性について理解を深められる取り組みを進めます。

また、確かな学力の向上に向けた小中高一貫教育の推進や地域の指導者によ

る「さいと学」等の事業の充実、豊かな心を育むための道徳教育の充実、学校におけるスポーツ環境を充実するため地域等と連携したスポーツ活動、信頼される学校づくりに向けた教員に対する適正な評価の実施や学校評議員制度の活用、未就学児に対する就学支援体制の充実などに取り組みます。

主要施策② 家庭や地域の教育力の向上

家庭での子どもへの教育力を補うため、小・中学校等の家庭教育学級講座や、就学時健診などの機会を利用した家庭教育に関する情報の提供をはじめ、地域づくり協議会等による子どもの多様な体験活動など、地域との連携に取り組みます。

主要施策③ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもを交通事故や犯罪などの危険から守るために、関係機関・団体やPTA、ボランティアなどの地域住民と連携・協力をして、インターネットに絡んだ性や暴力などの有害情報について、関係業界に対する自主措置の働きかけを図るなど、関係機関などと緊密に連携した活動を推進し、子どもが不安を感じなくてもすむ安全なまちづくりに取り組みます。

【基本方針】(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもも保護者も一緒に、安全で安心した生活が送れるように、快適な居住空間はもとよりのびのびと活動ができる生活空間を整備します。さらに、安全・安心して外出することができる道路交通環境の整備を推進し、子育ての実態を把握し、配慮しながらこれらを支援する総合的なまちづくりに取り組みます。

主要施策① 安全な道路交通環境の整備

子どもを交通事故から守るためには、保育所(園)や学校、関係機関などと連携した子どもへの交通安全教育だけではなく、子どもが交通事故に巻き込まれやすい道路交通環境を分析するとともに、幅広い歩道の整備やバリアフリー及

びユニバーサルデザイン※を配慮した「あんしん歩行エリア」の整備など、安全で効果的なまちづくり対策を推進します。

【基本方針】(5) 子どもの安全の確保

核家族化の進行に伴い、隣近所との関わりの希薄化や近年の犯罪の増加など、子どもを取り巻く環境が悪化している中で、自分の身は自分で守るという教育をしていくと同時に、子どもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関などと連携した活動を推進して、子どもが安心できるまちづくりに取り組みます。

主要施策① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

警察署、交通安全協会による市内全保育所（園）、幼稚園、小中学校を対象とした、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施などに取り組みます。

主要施策② 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

地域安全ニュースの発行をはじめ、学校・PTAのみならず、地域住民が行う自主防犯活動の充実を推進するため、警察及び地域安全協会と連携し、防犯などに関する情報の提供に努めます。

また、青パトや自主パトロールによる学校付近や通学路のパトロール活動の推進、防犯講習、子ども見守り活動など、子どもの防犯意識の育成や家庭における防犯教育の充実を図ります。

主要施策③ 被害に遭った子どもの保護の推進

被害を受けた子どもに対するカウンセリングに関して、関係機関による支援を得ながら、スクールカウンセラーの能力を十分に発揮できる環境を整え、支援の充実を図るほか、各学校で必要に応じ支援会議を実施し、保護者に対する助言など、学校及び関係機関と連携したきめ細かな支援を行います。

【基本方針】(6) 要保護児童及び障がい児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待の防止対策や母子家庭や父子家庭などへの自立支援、障がい児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備していくとともに、このような状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心をなくし、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

また、統合教育 第24条※から、インクルージョンの考え方にに基づき、※インクルーシブ教育※を推進します。

主要施策① 虐待防止ネットワークの設置

児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応及び被虐待児童への適切な保護と自立に向けた支援を柱として、家庭児童相談員・民生委員児童委員（主任児童委員）・特定教育・保育施設・学校・警察・医療及び県関係機関などと一体となった施策を講じます。

また、要保護児童対策協議会の設置による関係機関のネットワークの活用や家庭児童相談室の相談体制の充実、家庭相談員による家庭訪問など在宅支援の充実に努めます。

主要施策② ひとり親家庭などの自立支援の推進

ひとり親家庭などへの精神的・経済的支援や相談体制を充実させるなど、これらの家庭で養育される子どもが、心身ともに健やかに成長できるための施策に取り組めます。

主要施策③ 障がい児施策の充実

二次障がい等偶発的事故による障がいの発生防止・早期発見・健康診査の充実に向け、子育てネットワーク会議、保育所等巡回訪問等を通して、保健・教育・福祉分野が連携し、妊娠期から学童期まで途切れない支援を行うほか、就学相談、就学前検診、健康診断など、関係機関と連携し推進します。

また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるように地域生活支援事業の充実や保育所などにおける障がい児の受入れ、相談・指導体制の充実に努めます。

〈用語解説〉

● 連携型小中高一貫教育

「ふるさとを愛し、夢と希望をもった子を育てる」という一貫した目標を達成するために、小学校や中学校、高等学校が、行事や授業等の様々な教育活動を通して連携を図るもの。

● 食育

食に関する知識や食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。食に関する諸問題を踏まえ、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものとして推進されている。

● 特別支援教育

これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい、注意欠陥、多動性障がい、高機能自閉症等も含め、障がいのある児童・生徒に対して各人の教育ニーズを把握し、当該児童・生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

● 山村留学制度

都市部の児童生徒が保護者の元から離れ、自然豊かな農山漁村で長期間にわたり里親の元で学校生活を送ること。本市では銀鏡地区において、平成7年度から山村留学制度に取り組んでいる。

● ALT

小中高校などの英語の授業で日本人教師を補助する、外国語を母国語とする外国語指導助手

● レファレンス

照会、問い合わせ。図書館では、必要な資料や情報を必要な人に的確に案内すること。

● ユニバーサルデザイン

どんな人でも公平に使えて柔軟性があり、使い方が簡単であることなど、すべての人にとって使いやすいように はじめから意図してつくられた製品・情

報・環境のデザインのこと。

● **統合教育 第24条**

障害者権利条約において提起された教育に関する条項。その中に統合教育に関することが定められている。

● **インクルーシブ教育**

障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ教育